

A 3 - 2 6

5 年 保 存 ( 常 )  
( 令 和 8 年 12 月 31 日 まで )

F N . A 3 - 2 - 0

鹿 相 第 1 4 3 号

鹿 務 第 1 6 8 1 号

鹿 会 第 2 5 9 号

鹿 生 企 第 2 7 8 号

鹿 地 第 2 3 3 号

鹿 人 少 第 2 5 0 号

鹿 生 環 第 2 5 号

鹿 サ 对 第 2 6 号

鹿 刑 企 第 1 1 6 号

鹿 搜 一 第 1 3 6 号

鹿 搜 二 第 7 7 号

鹿 組 对 第 1 4 6 1 号

鹿 鑑 第 2 3 2 号

鹿 交 企 第 1 5 4 号

鹿 交 指 第 1 1 3 号

鹿 免 管 第 9 3 4 号

鹿 高 速 第 1 3 2 号

鹿 公 第 8 6 号

鹿 警 学 第 8 4 号

令 和 3 年 8 月 1 9 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長

担当	被害者支援室	Tel	
----	--------	-----	--

鹿児島県警察犯罪被害者支援基本計画の制定について（通達）

本県警察における犯罪被害者支援については、「鹿児島県警察犯罪被害者支援基本計画の制定について（通達）」（平成28年9月30日付け鹿相第82号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき推進してきたところであるが、このたび、「第4次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、警察庁において「警察庁犯罪被害者支援基本計画」が策定されたことを踏まえ、犯罪被害者等支援をより一層充実させるため、下記のとおり、新たに「鹿児島県警察犯罪被害者支援基本計画」を制定したことから、職員に周知徹底するとともに、その効果的な運用に努められたい。

なお、この通達は令和3年8月19日から施行し、旧通達は令和3年8月18日限りで廃止する。

記

## 1 総則

### (1) 目的

本計画は、鹿児島県警察における犯罪被害者等施策を計画的に推進するため、計画期間において講ずるべき具体的な取組内容及びその推進要領を示すことを目的とする。

(2) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(3) 留意事項

施策の推進に当たっては、次の点に留意すること。

ア 地方公共団体その他の関係機関及び民間の団体等と緊密に連携・協力し、取組の一層の充実・強化に努めること。

イ 犯罪被害者等に対する国民の理解・関心を深め、犯罪被害者等を社会全体で支える気運を一層醸成するよう努めること。

ウ デジタル技術その他の新たな手法等を取り入れながら、社会生活の変化に対応した施策の推進に努めること。

(4) 推進体制

「鹿児島県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱の制定について（通達）」（令和2年5月15日付け鹿相第137号）に規定する鹿児島県警察犯罪被害者支援推進委員会において、2に示す具体的な施策を総合的に推進・点検し、犯罪被害者等支援の推進状況の把握と必要な調整を行うものとする。

2 具体的な施策及び同施策に基づく具体的な取組

本計画に示す具体的な施策については、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する「犯罪被害者等」（犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族）に対して積極的に推進するものとし、その犯罪被害者等支援の具体的な施策は、別表「「鹿児島県警察犯罪被害者支援基本計画」の施策体系図」のとおりであり、同施策の概要及び具体的な取組の内容については別添のとおりとする。

なお、関係部門と連携を図りながら、それぞれの所属の実情に応じた別添の施策以外の独自施策、取組等についても積極的に推進していくものとする。

「鹿児島県警察犯罪被害者支援基本計画」の施策体系図

5つの重点課題	58の具体的施策
<p>I 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談体制の充実等</li> <li>2 告訴・告発，被害の届出等の適切な受理等</li> <li>3 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実</li> <li>4 捜査に関する適切な情報提供等</li> <li>5 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実</li> <li>6 犯罪被害者に関する情報の保護</li> <li>7 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分</li> <li>8 海外における犯罪被害者等に対する情報提供等</li> <li>9 地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進</li> <li>10 被害少年等が相談しやすい環境の整備</li> <li>11 被害児童からの事情聴取における配慮</li> <li>12 性犯罪被害相談の適切な対応</li> <li>13 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上</li> <li>14 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進</li> <li>15 司法解剖等に関する遺族への適切な説明等</li> <li>16 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等</li> </ol>
<p>II 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療費等の公費負担</li> <li>2 カウンセリング費用の公費負担</li> <li>3 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実</li> <li>4 被害直後における居住場所の確保</li> <li>5 犯罪被害給付制度の運用改善</li> <li>6 公益財団法人犯罪被害救援基金との連携</li> <li>7 海外における犯罪被害者等に対する経済的支援</li> <li>8 被害少年の精神的被害を回復するための体制の整備及び継続的な支援の推進</li> <li>9 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進</li> <li>10 暴力団犯罪による被害回復の支援等の充実</li> </ol>
<p>III 犯罪被害者等の安全の確保</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 再被害防止措置の推進</li> <li>2 再被害の防止に向けた関係機関との連携強化等</li> <li>3 行方不明者対策の強化</li> <li>4 ストーカー事案，配偶者等からの暴力事案等への迅速かつ的確な対応</li> <li>5 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための教育訓練等</li> <li>6 子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止</li> <li>7 保護対策の推進</li> </ol>

#### IV 犯罪被害者等支援の推進のための基盤整備

- 1 地方公共団体における条例の制定等に関する協力
- 2 地方公共団体における担当部局との連携・協力の充実・強化
- 3 市町村間の連携・協力の促進
- 4 地方公共団体における見舞金制度等の導入促進に対する協力
- 5 犯罪被害者等のための施設等の改善
- 6 研修の充実等
- 7 指定被害者支援要員制度の活用等
- 8 犯罪被害者等支援に携わる者に対する心理的影響への配慮
- 9 好事例の勧奨及び適切な評価等
- 10 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等
- 11 関係機関・団体との連携・協力の充実・強化
- 12 犯罪被害者等早期援助団体等との連携・協力等
- 13 コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援
- 14 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等への支援の充実
- 15 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等
- 16 犯罪被害者等支援に関するウェブサイトの充実
- 17 犯罪被害者等支援の実態把握等

#### V 県民の理解の増進

- 1 犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施
- 2 各種広報媒体を活用した犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動の実施
- 3 犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施
- 4 調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれている状況についての県民の理解の増進
- 5 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する県民の理解の増進
- 6 「命の大切さを学ぶ教室」の開催等
- 7 犯罪被害者等の個人情報保護に配慮した犯罪発生状況等の情報提供の実施
- 8 交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解の増進

## I 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供

## 施策1 相談体制の充実等

全国統一の警察相談専用電話「#9110」、性犯罪被害相談、少年相談等の個別の相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置、交通事故被害者等からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図る。

また、犯罪被害者等の住所地や実名・匿名の別を問わず相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じ、被害者支援連絡協議会等のネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報提供や当該関係機関・団体への引継ぎを行うなど、犯罪被害者等が相談しやすい対応及びその負担軽減を図る。

さらに、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」により送付された情報を適切に活用することにより、これら事件の早期の認知・検挙に努め、犯罪被害者等を早期に保護する。

## 【具体的な取組】

## ◇ 警察安全相談センターの効果的な運用等【相談広報課】

新規

令和3年4月に新設した警察安全相談センターの効果的な運用に努め、県民からの各種相談（メールによる相談を含む。）に迅速・的確に対応する。

また、性犯罪被害相談、少年相談、交通事故被害者等からの相談等、各種相談窓口において、相談者の要望等を把握した迅速・的確な対応を徹底するなど、相談体制の充実を図る。

## ◇ 「警察安全相談の手引」の充実【相談広報課】

犯罪被害者等からの多岐にわたる相談に対して、職員が正しい助言、教示等を行うことができるように「警察安全相談の手引」の内容等を適宜見直し、その充実を図る。

## ◇ 性犯罪相談窓口への女性警察官の配置促進【警務課】

女性警察官の採用の拡大に向けた各種取組を積極的に推進するとともに、性犯罪相談窓口等への女性警察官の配置促進に努める。

## ◇ 関係機関・団体への情報提供・引継ぎ【相談広報課】

犯罪被害者等の要望に応じて、鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会<sup>\*1</sup>や警察署被害者支援ネットワークに参画する関係機関・団体に情報提供や引継ぎを迅速かつ確実に行い、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握した総合的支援を行う。

## ◇ 「匿名通報ダイヤル」により送付された情報の適切な活用【組織犯罪対策課】

「匿名通報ダイヤル」<sup>\*2</sup>により送付された情報につき、内容を精査した上で捜査や犯罪被害者等の保護に活用する。

\*1 鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会 犯罪被害者等に対する支援、被害の回復等の施策を効果的に推進することを目的に平成10年7月に設立された。協議会には、公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター、鹿児島県臨床心理士会、鹿児島地方検察庁、鹿児島県弁護士会等20団体が加盟し、警察本部長が副会長を務めている。協議会の事務局は相談広報課となっており、年に1回、総会を開催して、役員の変更や活動結果、計画等を審議している。

\*2 「匿名通報ダイヤル」 暴力団が関与する犯罪、薬物事犯、拳銃事犯、特殊詐欺、少年福祉犯罪、人身取引事犯のおそれのある犯罪、犯罪インフラ等の被害者となっている子供や女性の早期保護等を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による事案情報の通報を電話やウェブサイトを受け、これを警察に提供して、捜査等に役立てる事業

## 施策2 告訴・告発、被害の届出等の適切な受理等

告訴・告発について、必要に応じて直ちに聴取・検討を行った上で、迅速な受理に努めるとともに、犯罪被害者等からの被害の届出については、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するなど、犯罪被害者等の視点に立って適切に対応する。

また、犯罪としての立件措置の可否とは別に、事案の状況に応じ、加害者に対する指導・警告による被害拡大防止について検討するとともに、捜査部門以外の部門や他の関係機関による対応が適切なものについては確実に引き継ぐなど、必要な措置を講ずる。

### 【具体的な取組】

#### ◇ 被害の届出の迅速・確実な受理の徹底【刑事企画課】

告訴・告発、被害届等の受理に当たっては、被害者の立場に立って真摯に対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時に受理する。

#### ◇ 被害届出、告訴・告発された事件管理の徹底【刑事企画課】

告訴・告発センターの適切な運用や総合事件管理システムの効果的な運用に努め、被害の届出、告訴・告発がなされた事件等について組織的な管理を徹底する。

#### ◇ 積極的な事件化及び行為者等への指導・警告等【人身安全・少年課】

ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等の人身安全関連事案については、被害者の安全確保を最優先に事案の危険性、切迫性に応じて、関係法令を駆使した検挙措置や行為者等に対する警告を講ずるとともに、関係機関との連携・協力による保護措置を講ずる。

#### ◇ 機動警察通信隊による支援活動の強化【人身安全・少年課、九州管区警察局鹿児島県情報通信部機動通信課】 **新規**

県内で発生した人身安全関連事案に関し、犯罪被害者等の不安感を解消して、安心感を与えるために、鹿児島県情報通信部機動警察通信隊が保有する通信資機材の効果的な活用方法等について職員への周知を図るとともに、通信資機材を最大限に活用し積極的に支援活動を実施する。

## 施策3 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実

犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事手続、少年保護事件の手続、警察その他の関係機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努める。

また、外国人犯罪被害者等の実情を踏まえて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、必要に応じて内容の充実及び見直しを図り、その確実な配布やウェブサイトにおける紹介に努めるとともに、外国人を対象とする防犯教室、自治体の外国人向け広報誌等を通じ、警察の犯罪被害者等施策について周知する。

### 【具体的な取組】

#### ◇ 「被害者の手引」の充実及び確実な配布【相談広報課】

犯罪被害者等の視点に立って「被害者の手引」の記載内容を適宜見直すなど、その内容の更なる充実を図るとともに、配布方法を工夫するなどして犯罪被害者等への早期かつ確実な配布に努める。

#### ◇ 外国語版「被害者の手引」の作成【相談広報課】 **新規**

県内における外国人の在留・来訪実態を踏まえ、日本語を解さない外国人に対して、警察の被害者支援制度等を分かりやすく記載した外国語版の「被害者の手引」（英語版・ベトナム語版）を新たに作成する。

また、県警察の外国語版ウェブサイトにも掲載して幅広く紹介する。



◇ 外国人犯罪被害者等に対する丁寧な情報提供【相談広報課】 **新規**

日本語を解さない外国人犯罪被害者等に対しては、通訳人を介し、被害者支援制度の概要等を説明して理解させるなど、丁寧な情報提供を行う。

◇ 外国人を対象とした防犯教室、交通安全教室等における犯罪被害者支援制度の紹介【相談広報課】 **新規**

外国人を対象とした防犯教室や交通安全教室等の機会を活用し、外国人に対して警察の犯罪被害者等施策を紹介する。

また、自治体の外国人向け広報誌等を通じて広報活動を推進する。

#### 施策4 捜査に関する適切な情報提供等

捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供できるよう努める。その際、被害者連絡責任者及び被害者連絡担当係を指定し、犯罪被害者等に対する連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるよう、必要な措置を講ずる。

また、被害者連絡等を通じて把握した犯罪被害者等の状況や要望のうち、他の関係機関や民間被害者支援団体と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供を行うなど、犯罪被害者等の支援の必要に応じ関係機関・団体との連携を図る。

#### 【具体的な取組】

◇ 被害者連絡制度の適切な運用【刑事企画課】

鹿児島県警察被害者連絡制度実施要領に基づき、被害者支援対象事件の犯罪被害者等に対し、意向を確認した上で、事件を担当する捜査員が刑事手続や被害者支援制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況等を確実に連絡する。

また、総合事件管理システムの効果的な運用により、被害者連絡担当者による犯罪被害者等への連絡状況を、被害者連絡責任者が都度確認して必要な指示等を行うなど、組織管理を徹底する。

◇ 公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターをはじめとする関係機関・団体への迅速な情報提供【相談広報課】

犯罪被害者等の同意を得た上で、公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター等の関係機関・団体に対して情報を提供し、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握した総合的支援を行う。

#### 施策5 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子・パンフレット等の内容の充実を図る。

また、当該冊子・パンフレット等を警察本部、警察署、運転免許センターの窓口等の来訪者の目に触れやすい場所に備え付けるとともに、各種会合の機会や各種広報媒体等を活用し、当該制度を周知する。

#### 【具体的な取組】

◇ 損害賠償請求制度等をはじめとする犯罪被害者等の保護・支援のための制度を県民に周知するための広報活動の徹底【相談広報課】

警察本部、警察署、運転免許センター等の窓口等の来訪者の目に触れやすい場所に冊子・パンフレット等を備え付ける。

また、ウェブサイト、SNS、広報誌等を活用して、損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度について、県民に周知する。

## 施策6 犯罪被害者に関する情報の保護

犯罪被害者の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見と、報道の自由や国民の知る権利を理由として実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努める。

### 【具体的な取組】

#### ◇ 適切な報道発表【相談広報課】

事件、事故の発生、被疑者の逮捕等に係る報道発表に際しては、発表所属や本部関係課が緊密な連携を図り、報道発表する内容等について事前に十分な協議・調整を行い、適切な発表を行う。

#### ◇ 報道発表を行う場合の犯罪被害者等に対する必要な情報の提供【相談広報課】

報道発表を行う場合には、捜査に支障のない範囲で、犯罪被害者等に対して事前に必要な情報を確実に提供する。

#### ◇ 広報担当者に対する指導教養等の推進【相談広報課】

広報担当者に対し、適切な報道発表に資するため、報道発表に関する手続要領、犯罪被害者等への事前の情報提供の重要性に関する指導教養等を推進する。

## 施策7 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分

証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないよう留意し、その証拠価値の保全に努めるとともに、検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、当該物件の還付方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努める。

### 【具体的な取組】

#### ◇ 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の返却・処分【刑事企画課】

犯罪捜査において押収した証拠物件や犯罪被害者等から任意提出を受け領置した物件については、紛失、滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することがないように保全に努めるとともに、総合事件管理システムによる管理を徹底し、検察庁と連携した上で犯罪被害者等の意向を踏まえた返却又は処分をする。

#### ◇ 遺品等返還用袋の整備・確実な活用【相談広報課】

遺品等返還用袋を整備するとともに、犯罪被害者等に証拠物件を返却する際には確実に遺品等返還用袋を活用し、犯罪被害者等の負担軽減を図る。

## 施策8 海外における犯罪被害者等に対する情報提供等

警察庁と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、日本国内の遺族等や帰国する犯罪被害者等に対し、国内における支援に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の支援に努める。

### 【具体的な取組】

#### ◇ 海外における邦人の犯罪被害者等に対する支援【相談広報課，組織犯罪対策課】

##### 新規

警察庁と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集に努めるとともに、本県の出身者等が犯罪被害に遭った際には、各関係機関と連携した上で、その遺族や家族又は帰国する犯罪被害者に対し、支援に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の支援を丁寧に行う。



## 施策9 地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進

捜査部門との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者等の心情に十分配慮し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進する。

### 【具体的な取組】

#### ◇ 地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の効果的推進【地域課】

被害者訪問担当係、被害者訪問・連絡活動の担当警察官を指定し、地域部門と捜査部門が緊密に連携した上で、犯罪被害者等の心情に十分に配慮した情報提供、防犯指導等、犯罪被害者等のニーズに応じた効果的な訪問・連絡活動を推進する。

また、必要に応じて、地域幹部又は担当係幹部が地域警察官に対する助言、指導等を行う。

#### ◇ 地域警察官に対する犯罪被害者等の被害防止に資する情報の提供等【人身安全・少年課】

地域警察官に対し、ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等の犯罪被害者等の被害防止に資する情報を提供するとともに、有事の際の地域警察官による初動対応・保護対策を徹底する。

## 施策10 被害少年等が相談しやすい環境の整備

被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、警察のウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知・広報を図るとともに、少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の運営等、被害少年等が相談しやすい環境の整備を図る。

### 【具体的な取組】

#### ◇ 被害少年等が相談しやすい環境の整備【人身安全・少年課】

ウェブサイトやSNS等のあらゆる媒体を活用して、少年相談窓口を周知するための広報活動を推進する。

また、ヤングメールの効果的な活用、ヤングテレホンのフリーダイヤル化等により、被害少年や保護者等が相談しやすい環境を整備する。

## 施策11 被害児童からの事情聴取における配慮

被害児童の負担軽減及び信用性の高い供述の確保のため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が事情聴取を行う取組を実施するほか、事情聴取の場所、回数、方法等に配慮するなど、被害児童に十分配慮した取組を進める。

### 【具体的な取組】

#### ◇ 被害児童からの事情聴取に係る関係機関との連携強化【人身安全・少年課、刑事企画課】 **新規**

児童が被害者等となる事案（児童虐待が疑われる事案等）を認知した場合には、必要に応じて検察庁、児童相談所等の関係機関と連携した上で、関係機関の代表者による事情聴取を検討する。

#### ◇ 被害児童からの事情聴取に従事する職員の技能向上に資する教養の推進等【人身安全・少年課、刑事企画課】 **新規**

被害児童からの事情聴取に従事する職員の技能向上を図るための効果的な教養を継続して実施するとともに、事情聴取方法等に関する関係機関との検討・協議を円滑に実施できるよう、関係機関を交えた勉強会を開催する。

## 施策12 性犯罪被害相談の適切な対応

性犯罪被害相談について、相談者の希望する性別の職員が対応するとともに、執務時間外においては当直勤務中の職員が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。

### 【具体的な取組】

#### ◇ 相談者の希望等に応じた性犯罪被害相談の適切な受理及び対応【捜査第一課】

性犯罪被害相談の受理に当たっては、相談者の希望する性別の職員が確実に対応するなど、相談者の心情等に配慮した相談対応を徹底する。

また、執務時間外においては、当直勤務中の職員が対応した上で確実に担当者に引き継ぐ。

#### ◇ 性犯罪被害者の対応等に係るマニュアルの充実【捜査第一課】

性犯罪被害者の相談等に対して、職員が正しく対応できるよう作成された性犯罪被害に係るマニュアルの内容について見直すなどその充実を図る。

## 施策13 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上

性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」等の相談窓口に関する広報等により、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努める。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体として指定された公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターに提供するなど、性犯罪被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるよう一層努める。

### 【具体的な取組】

#### ◇ 性犯罪被害に係る相談窓口を周知するための広報活動の推進【相談広報課】

ウェブサイトやSNS、地域施設における広報誌等を活用して、性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」の広報活動を推進する。

また、自治体や民間企業等との連携・協力による創意工夫を凝らした広報活動も推進する。

#### ◇ 「性暴力被害者サポートネットワークかごしま」（通称「FLOWER（フラワー）」<sup>\*3</sup>）との連携強化【相談広報課】

事件化を望まない性犯罪被害者に対して、性暴力被害者サポートネットワークかごしまの活動内容等を丁寧に説明し、性犯罪被害者の同意を得た上で情報提供を行うなど、性犯罪被害者が早期に必要な支援を受けることができるよう、相互の連携を強化する。

## 施策14 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進

医療機関等において、性犯罪被害者からの証拠資料の採取が適切に行われ、当該証拠資料が性犯罪被害者のプライバシーの保護に配慮した上で適切に保管されるよう、証拠資料の採取・保管に必要な資機材の整備及び関係機関への働き掛けを行い、性犯罪被害者が警察に対して被害届を提出する前に証拠資料が滅失することのないよう努める。

また、産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして、性犯罪被害者からの証拠資料の採取の方法を医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲で、医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況に関する情報を提供する。

\*3 性暴力被害者サポートネットワークかごしま（通称「FLOWER（フラワー）」）

性犯罪・性暴力の被害者や家族が、安心して相談でき、相談や医療面のケアも含め必要な支援を迅速に受けられるよう、鹿児島県、県警察、公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター及び鹿児島県産婦人科医会が連携・協力して支援するネットワークであり、鹿児島県唯一の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである。

### 【具体的な取組】

- ◇ **医療機関における性犯罪被害者からの証拠資料採取等の促進【捜査第一課】**  
性犯罪被害者からの証拠資料の採取が適切に行われるよう、医療機関と緊密に連携の上、被害認知時における迅速な対応に努めるとともに、性犯罪被害者のプライバシーの保護に配慮した適切な保管を徹底する。  
また、必要な資機材の整備に努める。
- ◇ **職員に対する適正な証拠採取要領等に係る教養の充実【鑑識課】**  
証拠資料採取要領に関する教養等、性犯罪被害者からの証拠資料の採取が適切に行われるよう、職員に対する教養の更なる充実に努める。
- ◇ **医療機関との連携強化【相談広報課，捜査第一課】** **新規**  
鹿児島県産婦人科医会に会員として参画する医療機関との「性犯罪被害者支援勉強会（仮称）」を定期的に開催するなど、その連携強化を図る。

### 施策15 司法解剖等に関する遺族への適切な説明等

検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、遺族に対し、その目的、手続等に関する適切な説明を実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努める。  
また、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対する死者の臓器等の適切な返還手続等について検討を行う。

### 【具体的な取組】

- ◇ **司法解剖等に関する遺族への適切な説明等【捜査第一課】**  
検視及び司法解剖に関し、遺族用パンフレットを活用し、遺族の心情に十分に配慮しながら、その目的、手続等を丁寧に説明する。
- ◇ **司法解剖後の遺体修復及び遺体搬送に要する経費の公費負担制度の適切な運用【相談広報課，捜査第一課】**  
遺族等の精神的・経済的負担の軽減を図るために構築している司法解剖遺体の修復及び搬送に要する経費の公費負担制度を適切に運用する。
- ◇ **法医学関係機関との連携【捜査第一課】**  
死因究明等推進協議会の運営等により、鹿児島県医師会や鹿児島大学等の関係機関との緊密な連携協力を図りながら、必要な検討を行う。

### 施策16 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等

重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験の豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、捜査員に対する各種研修の充実に努める。  
また、被害者連絡調整官等の適切な運用、簡略化した捜査書類の的確な運用等により、交通事故被害者等の心情に十分配慮した取組を一層推進し、交通事故被害者等の負担軽減を図る。

### 【具体的な取組】

- ◇ **適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進【交通指導課】**  
特定事故事件<sup>\*4</sup>及び指導対象事故事件<sup>\*5</sup>が発生した場合は、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が積極的に現場臨場し、捜査を統括するとともに、具体的な捜査に関し、捜査活動に従事する職員に対する指導・助言を行うなど、適正かつ緻密な捜査を推進する。
- ◇ **被害者連絡調整官等の適切な運用【交通指導課】**  
被害者連絡調整官等と連携しながら、交通事故被害者等に対する連絡活動や支援活動を丁寧に行い、その負担軽減を図る。

\*4 特定事故事件 死亡又は重傷事故のうち、救護義務違反に係るもの、危険運転致死傷罪の適用が見込まれるもの、一方当事者の供述以外に証拠が得られないおそれがあるもの、警察職員が一方当事者であるもののいずれかに該当する事故事件をいう。

\*5 指導対象事故事件 特定事故以外の交通事故事件で、当事者の言い分が食い違う事故等事故原因の究明が困難なものをいう。

## Ⅱ 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援

### 施策1 医療費等の公費負担

性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用，身体犯被害者の診断書料，司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費等の公費負担制度の活用を積極的に推進するとともに，これらの制度を周知する。特に，性犯罪被害者に係る緊急避妊等の公費負担制度ができる限り全国的に同水準で運用されるよう努める。

#### 【具体的な取組】

##### ◇ 各種公費負担制度の積極的な活用【相談広報課】

性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用，身体犯被害者の診断書料，司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費等の公費負担制度の活用を積極的に推進する。

##### ◇ 犯罪被害者等への各種公費負担制度の確実な教示【相談広報課】

性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用等の公費負担制度等について，ウェブサイトやSNS等の各種広報媒体を活用して県民への周知を図る。

また，職員の制度に関する理解を深めるための教養を推進し，犯罪被害者等への確実な教示・説明を行い，当該制度の積極的な運用に努める。

##### ◇ 各種公費負担制度の見直し【相談広報課】 **新規**

性犯罪被害者に係る緊急避妊等に要する費用や身体犯被害者の診断書料の公費負担制度について，全国における制度の運用状況を確認しつつ，その適用要件等を適宜見直し，全国と同水準での運用を行うことができるようにする。

### 施策2 カウンセリング費用の公費負担

カウンセリング費用の公費負担制度ができる限り全国的に同水準で運用されるよう努めるとともに，同制度の周知に努める。

#### 【具体的な取組】

##### ◇ カウンセリング費用の公費負担制度の見直し【相談広報課】 **新規**

カウンセリング費用の公費負担制度について，全国における運用状況を確認しつつ，同水準での運用を行うことができるよう，その適用期間等の見直しを行う。

##### ◇ カウンセリング費用の公費負担制度の適切な運用【相談広報課】

カウンセリング費用の公費負担制度について，ウェブサイトやSNS等の各種広報媒体を活用して県民への周知を図る。

また，職員の制度に関する理解を深めるための教養を推進し，犯罪被害者等への確実な教示・説明を行い，当該制度の積極的な運用に努める。

### 施策3 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実

公認心理師，臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの確実かつ十分な配置に努めるとともに，カウンセリング技能を有する職員に対し，専門的な研修を実施することにより，その技術・能力の向上に努め，当該職員を積極的に活用し，犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施する。

また，部外の精神科医，公認心理師，臨床心理士等を活用するなどして，犯罪被害者等がその要望に応じて適切なカウンセリングを受けられるよう配慮する。



#### 【具体的な取組】

##### ◇ カウンセリング技能を有する職員の採用・部内カウンセラーとしての活用【警務課・相談広報課】

臨床心理士や公認心理師の資格を有する職員の計画的な採用に努め、部内カウンセラーとして育成・活用する。

##### ◇ 部内カウンセラーに対する専門的な研修の充実【相談広報課】

スーパーヴィジョン制度の適切な運用、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が「教育研修機会」と認定している各種学会への積極的な参加等、部内カウンセラーの技術・能力の向上を図るための専門的な研修の充実を図る。

##### ◇ 部内カウンセラーの積極的な活用【相談広報課】

**新規**

部内カウンセラーの出前方式による心理面接の実施等、部内カウンセラーを積極的に活用し、犯罪被害者等のニーズに応じた適切なカウンセリングを実施する。

##### ◇ 部外の専門家との連携によるカウンセリングの実施【相談広報課】

精神科医や臨床心理士等と緊密に連携し、犯罪被害者等の要望に応じた適切なカウンセリングを実施する。

#### 施策4 被害直後における居住場所の確保

自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費負担制度を積極的に運用する。

#### 【具体的な取組】

##### ◇ 一時避難場所確保に係る公費負担制度の適切な運用【相談広報課、人身安全・少年課】

一時避難場所確保に係る公費負担制度について、ウェブサイトやSNS等の各種広報媒体を活用して県民への周知を図る。

また、職員の制度に関する理解を深めるための教養を推進し、犯罪被害者等への確実な教示・説明を行い、当該制度を積極的に運用する。

##### ◇ ハウスクリーニングに要する経費の公費負担制度の適切な運用【相談広報課】

ハウスクリーニングに要する経費の公費負担制度について、ウェブサイトやSNS等の各種広報媒体を活用して県民への周知を図る。

また、職員の制度に関する理解を深めるための教養を推進し、犯罪被害者等への確実な教示・説明を行い、当該制度を積極的に運用する。

#### 施策5 犯罪被害給付制度の運用改善

犯罪被害給付制度について、各種広報媒体等を活用して周知するとともに、対象事案の把握及び把握した事案の犯罪被害者等への教示を徹底する。

また、犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定が事案の内容に即して迅速かつ適正に行われ、犯罪被害者等給付金の早期支給がなされるよう努めるとともに、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善がなされるよう努める。

#### 【具体的な取組】

##### ◇ 犯罪被害給付制度の周知徹底【相談広報課】

ウェブサイトやSNS等の広報媒体を活用して犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、職員の制度に関する理解を深めるための教養等を推進し、対象事案を把握した場合には、犯罪被害者等への確実な教示・説明を行う。



◇ **犯罪被害者等給付金の迅速な支給【相談広報課】**

遺族給付金，重傷病給付金等の支給申請に対しては，鹿児島県公安委員会による迅速な裁定がなされるよう努める（平均裁定期間3か月を目標とする。）。

◇ **犯罪被害給付制度の運用改善等【相談広報課】**

犯罪被害給付金の支給申請に際し，事案の正確な認定や障害の程度の認定が困難である場合には，犯罪被害者等の迅速な救済を図るため，仮給付金の支給がなされるよう努める。

**施策6 公益財団法人犯罪被害救援基金との連携**

犯罪被害給付制度等の公的制度による救済の対象とならない犯罪被害者等で，個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められるものについては，公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し，同基金が行う支援金支給事業による救済に努める。

**【具体的な取組】**

◇ **公益財団法人犯罪被害救援基金との連携による犯罪被害者等の救済【相談広報課】**

公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し，犯罪被害遺児の奨学事業を推進する。

**施策7 海外における犯罪被害者等に対する経済的支援**

**新規**

国外犯罪被害弔慰金等支給制度について，各種広報媒体等を活用して周知するとともに，対象事案の把握及び把握した事案の犯罪被害者等への教示を徹底し，その適正な運用に努める。

**【具体的な取組】**

◇ **国外犯罪被害弔慰金等支給制度の適切な運用【相談広報課】**

国外犯罪被害弔慰金等支給制度について，あらゆる媒体を活用して県民への周知を図る。

また，職員の制度に関する理解を深めるための教養等を推進し，対象事案を把握した場合には，犯罪被害者等への確実な教示・説明を行い，当該制度の積極的な運用に努める。

**施策8 被害少年の精神的被害を回復するための体制の整備及び継続的な支援の推進**

被害少年の継続的な支援を行う少年補導職員に対し，講習，研修等を実施することにより，カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得させるよう努めるとともに，専門的能力を備えた職員の配置に努める。

また，被害少年に対し，保護者の同意を得た上で，犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体への紹介を行うとともに，少年補導職員が臨床心理学等の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施するなど，継続的な支援を推進する。

**【具体的な取組】**

◇ **少年補導職員に対する講習，研修等の実施【人身安全・少年課】**

少年補導職員に対する講習，研修等を継続して実施するとともに，部内カウンセラーによるカウンセリング技法等に関する教養を取り入れるなど，その内容の充実を図り，専門的技術等を修得させる。

◇ 被害少年等に対する公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターの紹介【相談広報課，人身安全・少年課】

被害少年に対し，保護者の同意を得た上で，公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターの紹介を行い，連携・協力して継続的な支援を推進する。

◇ 被害少年に対するカウンセリングの実施【人身安全・少年課】

部内カウンセラーによる被害少年に対するカウンセリングを実施するとともに，教育機関に配置されたスクールカウンセラー<sup>\*6</sup>やスクールソーシャルワーカー<sup>\*7</sup>との連携を図り，必要な支援を推進する。

## 施策9 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進

預金口座等への振込みを利用して行われる特殊詐欺等の犯罪行為の被害者に対して被害回復分配金が適切に支払われるよう，金融機関に対し，預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うとともに，犯罪被害者等に対し，被害回復に資する各種制度を教示するなど情報提供を行う。

### 【具体的な取組】

◇ 犯行ツール対策の徹底及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に基づく被害回復分配制度の確実な教示【捜査第二課】

特殊詐欺等の犯罪行為のツールとして利用された預金口座については，金融機関に対して迅速かつ適正に口座凍結措置を依頼するなど，預金口座等の不正利用に関する情報提供を行う。

また，被害者に対し，「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（平成19年法律第133号）に基づく被害回復分配制度を教示し，金融機関への支払申請を促すなど迅速な救済を図る。

## 施策10 暴力団犯罪による被害回復の支援等の充実

公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センター，鹿児島県弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携を強化し，暴力団犯罪の被害者等による損害賠償請求に対する支援等の充実を図る。

### 【具体的な取組】

◇ 公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センター，鹿児島県弁護士会民事介入暴力対策委員会等との連携の強化【組織犯罪対策課】

公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センター，鹿児島県弁護士会民事介入暴力対策委員会と県警察の三者において設置している「民暴特別対策班」において，定期的に「民暴研究会」を開催して情報共有や意見交換を行うなど，相互の連携強化を図る。

◇ 暴力団犯罪の被害者等による損害賠償請求に対する支援等の充実【組織犯罪対策課】

暴力団犯罪の被害者等が損害賠償請求訴訟等を提起した場合には，県警察として必要な協力を行う。

\*6 スクールカウンセラー 児童生徒の心理に関して専門的な知識及び経験を有する者（臨床心理士等）であり，悩みのある児童生徒へのカウンセリングを行う。

\*7 スクールソーシャルワーカー 福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに，過去に教育や福祉の分野において，活動経験の実績等がある者（社会福祉士，精神保健福祉士等）であり，児童相談所や福祉事務所等の関係機関と連携調整して，児童生徒が置かれた様々な問題への働き掛けを行う。

### Ⅲ 犯罪被害者等の安全の確保

#### 施策 1 再被害防止措置の推進

同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定し、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と緊密に連携して、再被害の防止に資する情報を再被害防止対象者に適切に提供するとともに、非常時の通報要領、自主警戒の方法等について防犯指導を行う。

また、必要に応じて緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講ずるなどして、再被害防止措置を推進する。

さらに、再被害の防止への配慮が必要な場合には、関係機関・団体と連携し、逮捕状の請求等に当たっては、犯罪被害者等の個人情報保護に配慮するなど、事案に応じた柔軟な対応に努める。

#### 【具体的な取組】

##### ◇ 再被害防止対象者の確実な指定及び再被害防止措置の徹底【刑事企画課】

再被害防止要綱に基づき、継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定し、関係機関・団体等と連携した上で、再被害防止のための関連情報の収集、再被害防止対象者に対する防犯指導、緊急通報装置の貸与、自宅等の警戒活動の実施等、再被害防止措置を徹底する。

##### ◇ 犯罪被害者等の個人情報保護【刑事企画課】

再被害防止への配慮が必要とされる事案については、関係機関・団体と緊密に連携した上で、犯罪被害者等の個人情報保護に配慮した対応を徹底する。

#### 施策 2 再被害の防止に向けた関係機関との連携強化等

配偶者等からの暴力事案の被害者、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害者、児童虐待の被害児童等を保護し、これらの者に対する再被害を防止するため、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、児童相談所等との連携を強化する。

また、学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、学校をはじめとする関係機関・団体との連絡体制や学校警察連絡協議会等の組織の活用を図るとともに、加害少年やその保護者に対する非行防止や立ち直り支援のための助言、指導等の充実を図る。

#### 【具体的な取組】

##### ◇ 再被害防止のための関係機関との連携強化【人身安全・少年課、生活環境課】

ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等、人身取引事犯、児童虐待事案等の被害者等の保護を万全のものとするため、鹿児島県女性相談センター、児童相談所等の関係機関と定期的に連絡会議を開催して情報の共有、保護対策の検討等を行うなど、相互の連携体制の強化に努める。

また、緊急時には、速やかにケース会議等を開催し、各機関が連携・協力して被害者等の早期保護を図る。

##### ◇ 非行少年（加害少年等）に対する非行防止・立ち直り支援活動の推進【人身安全・少年課】

学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、学校警察連絡制度の効果的な運用等により、教育関係機関との連携を図るとともに、スクールサポーターの活用又は少年警察ボランティア、大学生少年サポーター等との連携協力により、加害少年に対する非行防止・立ち直り支援活動を継続して行い、また、保護者に対する助言、指導等を行う。

### 施策3 行方不明者対策の強化

行方不明者届が出された者のうち、生命又は身体に危害が生じているおそれのある者等について、その行方に関する情報収集及び必要な探索・捜査を行うとともに、関係機関・団体に協力を求めるなど、行方不明者を早期に発見・保護するための措置を講ずる。

#### 【具体的な取組】

##### ◇ 行方不明者の早期発見・保護活動の推進【人身安全・少年課】

行方不明者届を受理した際は、生活安全部門、地域部門及び捜査部門が緊密に連携し、地域警察官による警ら等の各種警察活動を通じた発見活動、「はいかい老人SOSネットワーク」による手配、警察犬を活用した発見活動等により、行方不明者の早期発見・保護に努める。

##### ◇ 認知症等に係る行方不明者の発見・保護活動に必要な知識の修得【人身安全・少年課】

認知症又はその疑いがある行方不明者の発見・保護活動に必要な知識を職員に修得させるため、認知症サポーター養成講座を継続して開催する。

### 施策4 ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等への迅速かつ的確な対応

ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等への対応に関し、被害者に危害が加えられる危険性・切迫性の程度に応じ、検挙措置等による加害者の隔離を第一に検討するなど、被害者の安全確保を最優先とした迅速かつ的確な対応を推進する。

また、「ストーカー総合対策」（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議決定。平成29年4月24日改訂）を踏まえ、関係機関と連携し、被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、調査研究及び広報啓発活動等の推進、加害者対策の推進並びに被害者等の支援を図るための措置といった各種対策を推進する。

#### 【具体的な取組】

##### ◇ ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等への迅速・的確な対応【人身安全・少年課】

ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等については、関係法令を駆使した加害者の検挙、指導・警告の実施等、加害行為の防止措置を講じるとともに、被害者等の緊急・一時的な避難等、速やかに保護措置を講じるなど、被害者の安全確保を最優先とした迅速・的確な対応を推進する。

##### ◇ 関係機関との連携強化【人身安全・少年課】

鹿児島県女性相談センターをはじめとする関係機関・団体との定期的な連絡会議の開催や担当者に対する研修の実施等により相互の情報共有を図るなど、平素から事案対応のための連携体制の強化を図る。

##### ◇ ストーカー事案の加害者に対する精神医学的治療等制度の運用【人身安全・少年課】

平成29年に構築したストーカー事案の加害者に対する精神医学的治療等制度の実効ある運用に努め、精神科医療機関等と連携して、ストーカー事案の加害者に対する適切な治療を施し、再犯の防止を図る。



## 施策5 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための教育訓練等

児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、児童虐待に関する職員の専門的知識・技能の向上に努めるとともに、生活安全部人身安全・少年課児童虐待対策官を、児童相談所等の関係機関との連携、児童虐待への専門的な対応に関する職員に対する指導等の業務に従事させるなど、児童虐待への対応力の強化を図る。

### 【具体的な取組】

- ◇ 児童虐待対策官による教養等の推進【人身安全・少年課】 新規  
児童虐待対策官による警察署への巡回指導を実施し、児童虐待事案の発見や危険性・緊急性の判断に必要な知識・着眼点、児童相談所等の関係機関との連携の在り方等を職員に理解させるための教養・訓練を通じて、児童虐待に関する職員の専門的知識・技能の向上を図る。
- ◇ 関係機関との連携強化【人身安全・少年課】 新規  
児童虐待対策官が各市町村や児童相談所を訪問し、意見交換を実施したり、県警察と児童相談所との定期的な連絡会を開催するなどして、関係機関との緊密な連携体制を構築する。

## 施策6 子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止

13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、警察庁から情報提供を受け、定期的な所在確認を実施する。また、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うとともに、関係機関・団体との連携強化に努める。

### 【具体的な取組】

- ◇ 子供を対象とする暴力的性犯罪の服役・出所者の所在確認等活動の推進【生活安全企画課】  
13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、出所者の住居地を管轄する警察署と連携を図り、居住状況等を確認するとともに、出所者の同意を得て面談を行う。
- ◇ 関係機関・団体との連携による再犯防止対策の推進【生活安全企画課】  
検察庁、刑事施設（刑務所、拘置所及び少年院）、地方更生保護委員会、保護観察所等と連携強化を図り、再犯防止対策を徹底する。

## 施策7 保護対策の推進

暴力団等による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。

### 【具体的な取組】

- ◇ 保護対象者の指定による保護対策の推進【組織犯罪対策課】  
暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、保護対象者が危害を受けるおそれの程度に応じ、保護体制を構築し、保護対策の実施に必要な資機材の有効活用、自宅等の警戒活動等の安全対策を講じるほか、各部門が緊密な連携を図りながら、組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。



## IV 犯罪被害者等支援の推進のための基盤整備

### 施策 1 地方公共団体における条例の制定等に関する協力

新規

地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、地方公共団体の担当部局に対し、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行うとともに、条例の制定等に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等に資する協力を行う。

#### 【具体的な取組】

##### ◇ 「鹿児島県犯罪被害者等支援条例」（仮称）等の制定に向けた協力【相談広報課】

新規

鹿児島県における「鹿児島県犯罪被害者等支援条例」（仮称）の制定や「鹿児島県犯罪被害者等支援推進計画」（仮称）の策定に向け、犯罪被害者等の置かれた状況、犯罪被害者等支援の実態等を踏まえ、犯罪被害者等支援のための実効的な事項が盛り込まれるよう、警察として必要な情報を提供するなど協力を行う。

##### ◇ 市町村における条例制定に係る検討への協力

新規

各市町村において、犯罪被害者等支援条例の制定に係る検討が行われる際には、犯罪被害者等支援のための実効的な事項が盛り込まれるよう、当該検討に積極的に参画し、警察が把握している犯罪被害者等が必要とする支援等の情報を提供するなど、その検討に資する協力を行う。

### 施策 2 地方公共団体における担当部局との連携・協力の充実・強化

新規

犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口等の相談機関や各種制度等をリーフレット等により説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援の担当者を対象とする研修の実施に必要な協力を行うなど、地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局及び総合的対応窓口の担当部局との連携・協力を充実・強化する。

#### 【具体的な取組】

##### ◇ 犯罪被害者等に対する総合的対応窓口等の確実な説明【相談広報課】

新規

犯罪被害者等に配布している「被害者の手引」に鹿児島県や各市町村の総合的対応窓口を掲載した上で、犯罪被害者等の居住する地域における総合的対応窓口や相談機関を丁寧に説明する。

##### ◇ 鹿児島県や県内5市の犯罪被害者等支援担当者との勉強会の開催【相談広報課】

鹿児島県や県内5市（鹿児島市、薩摩川内市、始良市、霧島市及び鹿屋市）の犯罪被害者等支援担当者との「犯罪被害者等支援に係る勉強会」を開催し、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援の実態等について情報を共有するとともに、犯罪被害者等支援の在り方等について検討を行う。

##### ◇ 各市町村の犯罪被害者等施策の担当部局との連携・協力の充実・強化【相談広報課】

新規

犯罪被害者等に対する途切れのない支援を警察署被害者支援ネットワークに会員として参画している各市町村の犯罪被害者等施策の担当部局と定期的に連絡会議を開催して情報の共有や被害者支援の在り方について検討を行うとともに、犯罪被害者等支援の担当者を対象とする研修を実施する際には必要な協力を行うなど、連携・協力の充実・強化を図る。

### 施策3 市町村間の連携・協力の促進

新規

市町村間の連携・協力の促進を図るため、市町村の犯罪被害者等支援担当者を集めた県による研修の実施等に協力する。

#### 【具体的な取組】

- ◇ 「市町村犯罪被害者等施策主管課担当者等会議」の開催への協力【相談広報課】

新規

鹿児島県が主催して開催する「市町村犯罪被害者等施策主管課担当者等会議」に、講師を派遣して、犯罪被害者等の置かれた状況や警察が保有している犯罪被害者等が必要とする支援に関する情報を提供するなど、実効ある会議となるよう警察として必要な協力を行う。

### 施策4 地方公共団体における見舞金制度等の導入促進に対する協力

新規

地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局と連携し、地方公共団体が犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入に向けた検討を行うために必要な協力を行う。

#### 【具体的な取組】

- ◇ 見舞金支給制度等の導入に向けた検討への協力【相談広報課】

新規

鹿児島県や各市町村において、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入に向けた検討が行われるよう、犯罪被害者等の経済的負担を軽減する必要性を説明したり、全国における制度の構築・運用状況等について情報提供するなど、必要な協力を行う。

### 施策5 犯罪被害者等のための施設等の改善

被害者用事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した照明や内装にするなど、犯罪被害者等のための施設等の改善を図る。

#### 【具体的な取組】

- ◇ 伊佐湧水警察署新庁舎への被害者対応室の設置【会計課】

新規

令和4年度内に完成する伊佐湧水警察署新庁舎に、寝具、トイレ、シャワー等を完備し、犯罪被害者等の待機場所としても活用できる被害者対応室を整備する。

### 施策6 研修の充実等

ア 採用時、昇任時及び捜査に従事する者を対象とした専科等の各種教養時に、犯罪被害者等支援の体験記等を活用しつつ、犯罪被害者等支援の意義、性犯罪被害者及び被害少年への支援要領、民間被害者支援団体との連携要領等に関する教養を行う。

その際、犯罪被害者等による講演を組み込むなど、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教養の充実を図り、犯罪被害者等の二次的被害の防止に努める。

特に、犯罪被害者等支援を担当する職員に対し、公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習を含む専門的な研修を行う。これらの教養を行うに当たっては、性犯罪被害者や被害児童をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に係る内容を盛り込むよう努める。

また、配偶者等からの暴力事案への対処等に関する専門的な技能の向上に努める。

イ 被害児童からの事情聴取に関する警察官の技能の更なる向上を図るため、事情聴取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を導入するなど、被害児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する効果的な研修の実施に努める。

ウ 性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び性犯罪被害者に対する支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施する。

エ 障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察学校等における研修を実施する。

### 【具体的な取組】

#### ◇ 技能指導官による教養・訓練の推進【相談広報課】

新規

令和3年度に新設した犯罪被害者等支援に係る技能指導官による教養や同行指導、訓練等を推進し、犯罪被害者等の支援活動に従事する職員の専門的技能等の向上を図る。

#### ◇ 犯罪被害者等支援に係るマニュアルの整備【相談広報課】

新規

犯罪被害の態様や犯罪被害者等の置かれた状況、警察に対する支援要望等を踏まえ、職員が犯罪被害者等に対し、適切な支援活動を行うことができるよう、犯罪被害者等支援の意義、犯罪被害者等への支援要領、公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター等の関係機関・団体との連携要領等を詳細に記載した「犯罪被害者等支援基礎マニュアル」（仮称）を整備し、同マニュアルを活用した教養を推進する。

#### ◇ リモートによる教養等の充実【相談広報課】

新規

業務の効率化や職員の負担軽減のため、リモートによる被害者支援教養を推進するとともに、離島で殺人等の重要事件が発生し、天候不良等の事情により、本部支援室員をすぐに現地に派遣することができない場合には、犯罪被害者等の支援活動に従事する職員と連絡を取り、犯罪被害者等の置かれた状況等の情報を共有した上で、リモートにより丁寧に指導、助言するなど、必要なサポートを行う。

#### ◇ 犯罪被害者等の二次的被害の防止に係る教養の推進【相談広報課】

新規

捜査段階における犯罪被害者等への二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の心理状態、配慮事項等を職員に理解させるための教養を推進する。

#### ◇ 教養動画の制作・活用【相談広報課】

新規

弁護士や臨床心理士による講話や犯罪被害者等による講演を撮影・編集した教養動画を制作して貸し出し、視聴を希望する職員が利用できるようにする。

また、被害者支援短時間教養動画を制作して、リモートにより定期的に配信する。

#### ◇ 専科教養の充実【相談広報課】

県警察学校被害者支援専科において、弁護士や臨床心理学を専門とする大学教授等の専門家による講義、犯罪被害者等による講演、臨床心理士（部内カウンセラー）によるロールプレイング方式による演習を継続して実施するとともに、新たに、精神科医によるロールプレイング方式による演習や障害者の特性を理解するための講義を盛り込むなど、教養の充実を図る。

また、刑事任用科や交通任用科等の専科においても、犯罪被害者等支援要領に関する教養や犯罪被害者等による講演を継続して盛り込む。

#### ◇ 採用時、昇任時等教養の充実【相談広報課】

採用時教養（初任科短期課程、初任科長期課程及び一般職員初任科課程）や昇任時教養（警部補任用科及び巡査部長任用科）において、犯罪被害者等支援の意義及び重要性、犯罪被害者等の立場に立った具体的な支援要領等に関する教養を行う。

- ◇ **若手警察官や女性職員に対する教養の充実【相談広報課】**  
若手警察官の早期育成や女性職員のスキルアップのための教養・研修を推進するとともに、各種教養資料の充実を図る。
- ◇ **人身安全関連事案への対処等に係る教養の充実【人身安全・少年課】**  
事態が急展開して重大な事件に発展するおそれがある人身安全関連事案に迅速・的確に対応することができるよう、人身安全関連事案への対処に当たる担当者を対象とした研修会の開催、巡回指導の実施等により、職員の意識改革や専門的な技能の向上を図る。
- ◇ **被害児童からの事情聴取に関する技能向上を図るための教養の推進【人身安全・少年課】** **新規**  
児童相談所の児童福祉司や医師等の専門家を招致した研修会の開催、被害児童からの事情聴取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修の実施等、被害児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための事情聴取方法に関する効果的な教養を推進し、職員の専門的な技能の向上を図る。
- ◇ **性犯罪被害者の心情に配慮した対応のための教養の充実【相談広報課，捜査第一課】**  
性犯罪指定捜査員研修会の開催等により、性犯罪被害者の対応要領，証拠資料採取方法等に関する教養を推進し、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進する。
- ◇ **性の多様性を理解するための教養の推進【相談広報課，警務課】** **新規**  
各種警察活動において、職員が多様な性の在り方を尊重した適切な対応を行うことができるよう、性の多様性に関する基礎知識を修得させるための教養を推進する。
- ◇ **障害者の特性を理解するための教養の推進【相談広報課，刑事企画課】** **新規**  
障害者の特性を職員が理解し、適切に対応することができるよう、臨床心理士（部内カウンセラー）による教養を推進する。  
また、教養資料の充実を図る。

## 施策7 指定被害者支援要員制度の活用等

あらかじめ指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い，指導，助言，情報提供等を行うほか，被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ，部外のカウンセラー，弁護士会，関係機関，犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介を行うなど指定被害者支援要員制度の積極的な活用を図る。

また，指定被害者支援要員に対し，犯罪被害者等支援において必要な知識等についての研修，教育等の充実に努める。特に，死傷者が多数に及ぶ事案等にも迅速・確実に対応できるよう，必要に応じて指定被害者支援要員の迅速な集中運用を行うためのマニュアルの整備や訓練の実施に努めるとともに，犯罪被害者等支援の担当部門と捜査担当部門との連携強化を図る。

### 【具体的な取組】

- ◇ **指定被害者支援要員制度の適切な運用【相談広報課】**  
犯罪被害の態様，犯罪被害者等の性別，年齢等を考慮して，適性を有する複数の職員を指定被害者支援要員として指名するとともに，犯罪被害者等のニーズに応える支援活動を丁寧に行い，当該活動の状況を幹部職員が都度確認して，必要な助言等を行うなど，指定被害者支援要員制度の適切な運用に努める。



◇ 指定被害者支援要員を対象とした研修会の開催【相談広報課】 **新規**

指定被害者支援要員として指名される職員を対象とした研修会を開催し、支援要員としての任務や犯罪被害者等の対応要領等に関する教養や、具体的な事件等の発生を想定したロールプレイング方式の被害者支援訓練を実施する。研修会の開催に当たっては、業務の効率化や職員の負担軽減の観点から、リモートによる研修を推進する。

◇ 死傷者多数事案等に迅速・的確に対応するための特別支援要員の適切な運用及び教養の実施【相談広報課】 **新規**

死傷者が多数に及ぶ事案等に迅速・的確に対応するため、特別支援要員に対する被害者支援要領や自治体、関係機関・団体との連携要領等に関する教養、死傷者多数事案等の発生を想定した実践的な訓練を実施する。

## 施策8 犯罪被害者等支援に携わる者に対する心理的影響への配慮

犯罪被害者等支援に携わる職員は、犯罪被害者等と間近に接し、時にはその感情の表出に直面することにより、極めて強いストレスを受けることがあることから、これらの職員に対し、ストレスに関する教養を行うとともに、精神科医、臨床心理士等によるカウンセリングを受けさせるなど、必要な措置を講ずる。

### 【具体的な取組】

◇ 職員の代理受傷<sup>\*8</sup>に係る実態の把握【相談広報課】 **新規**

被害者支援活動に従事する職員を対象とした「代理受傷に関するアンケート調査」（仮称）を実施するなど、職員の代理受傷に係る実態の把握に努める。

◇ ストレスに関する教養の推進【相談広報課】 **新規**

職員に対して、臨床心理士（部内カウンセラー）によるストレスに関する教養を実施するとともに、幹部職員に対しては、部下職員への対応要領等の心理教育を実施する。

◇ 代理受傷を負った職員に対するカウンセリングの実施【相談広報課】 **新規**

犯罪被害者等の支援活動に従事したことで代理受傷を負った職員に対しては、臨床心理士（部内カウンセラー）によるカウンセリングを実施するほか、幹部職員による丁寧なサポート体制を構築する。

## 施策9 好事例の勧奨及び適切な評価等

情報提供をはじめとする基本的な犯罪被害者等支援が確実に実施されるよう、好事例を勧奨し、具体的な支援事例を通じて個々の職員の実務能力の向上を図るとともに、適切な評価及び表彰の実施により、犯罪被害者等支援に係る職員の意識高揚を図る。

### 【具体的な取組】

◇ 犯罪被害者等支援の取組に対する適切な評価及び表彰の実施【相談広報課】

犯罪被害者等支援に関する個々の職員を取組を正確かつ確実に把握し、効果的な事例については、積極的な評価及び表彰並びに職員への事例紹介を行い、犯罪被害者等支援に係る意識の高揚と個々の職員の実務能力の向上を図る。

\*8 代理受傷 支援活動に従事する警察職員が、犯罪被害者の状況を間近に見ることや、犯罪被害者の感情の表出に直面することなどにより、極めて強いストレスを受け、心身に変調等をきたすことを指す。「代理受傷」、「二次受傷」、「副次被害」等ともいう。主な変調の一つにPTSD（外傷後ストレス障害）が挙げられる。



## 施策10 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等

性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進するとともに、性犯罪捜査専科の実施等により、性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図る。  
また、性暴力被害者サポートネットワークかごしまとの連携強化に努め、その活動への県民の理解を増進し、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化する。

### 【具体的な取組】

#### ◇ 性犯罪相談窓口への女性警察官の配置促進【警務課】

##### 〈再掲 重点Ⅰ－施策1〉

女性警察官の採用の拡大に向けた各種取組を積極的に推進するとともに、性犯罪相談窓口等への女性警察官の配置促進に努める。

#### ◇ 性犯罪被害者の心情に配慮した対応のための教養の充実【相談広報課，捜査第一課】

##### 〈再掲 重点Ⅳ－施策6〉

性犯罪指定捜査員研修会の開催等により、性犯罪被害者の対応要領，証拠資料採取方法等に関する教養を推進し、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進する。

#### ◇ 「性暴力被害者サポートネットワークかごしま」との連携強化【相談広報課】 **新規**

性暴力被害者サポートネットワークかごしまに参画する四機関（鹿児島県，県警察，公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター及び鹿児島県産婦人科医会）が、性犯罪・性暴力の被害者に対して、被害直後から、医療的支援，法的支援，相談を通じた心理的支援，同行支援，自立支援等の総合的支援を行うことができるよう，合同研修を実施するなど，連携・協力体制の一層の強化を図る。

また，鹿児島県等と連携して，鹿児島県弁護士会や鹿児島臨床心理士会等の関係機関にも参画を呼び掛けるなど，性暴力被害者サポートネットワークかごしまとの連携強化に努める。

## 施策11 関係機関・団体との連携・協力の充実・強化

ア 警察本部や警察署単位で設置している被害者支援連絡協議会及び被害者支援ネットワークについて，メンバー間の連携及び相互の協力を充実・強化し，犯罪被害者等が置かれている立場への理解を増進するための研修や，死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的な事例を想定した実践的なシミュレーション訓練等を通じて，具体的な事案に応じた対応能力の向上を図る。

また，被害者支援連絡協議会等の活用により，地方公共団体や公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターをはじめとする犯罪被害者等支援に関係する機関・団体との連携を強化するとともに，犯罪被害者等に対し，当該機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等に関する情報提供を行うよう努める。

イ 関係機関・団体による犯罪被害者等支援が途切れることなく行われるよう，地方公共団体をはじめ，医師会，社会福祉士会，精神保健福祉士協会，性暴力被害者サポートネットワークかごしま，公認心理師関連団体，臨床心理士会，公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター等における研修の実施に必要な協力を行い，犯罪被害者等支援を担当する職員等の意識の向上を図る。

### 【具体的な取組】

#### ◇ 鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会の活性化・強化【相談広報課】 **新規**

鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会の会員の拡充を図るとともに，会員相互の連携・協力により犯罪被害者等に対して総合的支援を行うことができる体制を構築する。

また，犯罪被害者等が置かれている立場への理解を増進するための研修や，死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的な事例を想定した実践的なシミュレーション訓練等を通じて，具体的な事案に応じた対応能力の向上を図る。

◇ **警察署被害者支援ネットワークの活性化・強化【相談広報課】**

各警察署で設置している被害者支援ネットワークの会員の拡充を図るとともに、死傷者多数事案が発生したときには、会員相互が連携・協力して犯罪被害者等に対する総合的支援を行うことができるよう会則の見直しを行う。

◇ **鹿児島県弁護士会及び公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターとの連携・協力による被害者支援の推進【相談広報課】** **新規**

令和2年11月に鹿児島県弁護士会及び公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターとの間で締結した「犯罪被害者等支援連絡会議の運営に関する協定」に基づき、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握した上で、三者のそれぞれの強みを活かした被害者支援を、早い段階から行う。

◇ **関係機関・団体において実施する研修への協力【相談広報課】** **新規**

鹿児島県臨床心理士会等の関係機関・団体において実施する研修等に講師を派遣して犯罪被害者等の置かれた状況等を説明するなど、必要な協力を行う。

◇ **ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の相談対応等に携わる関係機関・団体との連携強化【人身安全・少年課】**

ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の相談対応等に携わる関係機関・団体との連携強化を図るため、連絡会議を開催するなどして平素から情報共有を図るほか、有事に備え、具体的な事例を想定した対応訓練等を実施する。

## 施策12 犯罪被害者等早期援助団体との連携・協力等

犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援において犯罪被害者等の秘密が守られること等を十分に説明した上で、犯罪被害者等の連絡先、相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努める。

また、公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターによる支援が、全国的に一定以上の水準で行われるよう、犯罪被害者等の実態、当該支援に資する事例、二次的被害を防止するための留意事項等に関する必要な情報提供を行い、同団体の運営及び活動に協力する。

### 【具体的な取組】

◇ **公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターへの情報提供等【相談広報課】**

犯罪被害者等に対して、公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターによる支援活動の内容等を丁寧に説明するとともに、犯罪被害者等の被害の態様、心理状態等から、犯罪被害者等早期援助団体による支援の必要性を認めた場合又は犯罪被害者等早期援助団体が支援を行うことが効果的であると認めた場合には、犯罪被害者等の同意を得た上で情報を提供する。

また、公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターの運営及び活動に積極的に協力する。

## 施策13 コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターに対し、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力を行う。

また、犯罪被害者等が必要とする支援についての相談対応や情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援するため、被害者支援連絡協議会等において、公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターの支援活動員をコーディネーターとし、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した犯罪被害者等支援に関する実践的なシミュレーション訓練を行う。

## 【具体的な取組】

- ◇ 公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターが行う研修への協力【相談広報課】  
公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターが行うボランティア支援活動員の採用時研修や継続養成講座に講師を派遣して、警察による各種支援制度等を説明するなど、必要な協力をを行う。
- ◇ 犯罪被害者等支援に関する実践的なシミュレーション訓練の実施【相談広報課】

### 新規

公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターの支援活動員を交えた、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した犯罪被害者等支援に関する実践的なシミュレーション訓練を行う。

## 施策14 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等への支援の充実

公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターに対する財政的援助の充実に努めるとともに、同団体の財政的・人的基盤の確立に向けて協力する。

また、犯罪被害者等の援助に携わる者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の必要な支援を行う。

さらに、各種広報媒体等を活用し、犯罪被害者等が置かれている状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等への援助を行う公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターの意義・活動等について周知する。

## 【具体的な取組】

- ◇ 公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター賛助会員の加入促進【相談広報課】

### 新規

職員に対して、公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターの設立の経緯、意義、活動内容等を周知するとともに、その賛同を得て、センターの賛助会員への加入を呼び掛ける。

また、鹿児島県や各市町村の犯罪被害者等支援担当者、警察署被害者支援ネットワークの会員等にも賛助会員への加入を呼び掛ける。

- ◇ 売上金の一部を公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターに寄附する自動販売機の設置促進 **新規**

売上金の一部を公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターに寄附する自動販売機（以下「寄附型自動販売機という。）を設置するほか、犯罪被害者等支援に携わる関係機関・団体や民間企業等に対しても寄附型自動販売機の設置を呼び掛ける。

また、ホンデリング・プロジェクトの推進にも努める。

- ◇ 犯罪被害者等の援助に携わる者に対する研修への協力【相談広報課】

公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターにおいて実施するボランティア支援活動員や大学生被害者支援ボランティアを対象とした研修への講師の手配・派遣を行うなど、必要な支援を行う。

- ◇ 公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターを周知するための広報活動の推進【相談広報課】

公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターを県民に広く周知し、理解や協力を得るため、各種広報媒体を活用した広報活動を推進する。

## 施策15 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等 新規

公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターが開催するシンポジウムや講演会について、その趣旨に賛同できるものにあつては、その効果の波及性等も踏まえつつ後援するなど、開催に協力するよう努める。

また、当該シンポジウム等の開催について、地方公共団体をはじめとする公的機関に対し、SNS等の各種広報媒体を活用して周知するなど、公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターの活動を支援する。

### 【具体的な取組】

#### ◇ 「犯罪被害者支援フォーラム」の開催への協力【相談広報課】

公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターが主催する「犯罪被害者支援フォーラム」の開催に協力する。

また、ウェブサイトやSNS等の各種広報媒体を活用して、県民に周知する。

## 施策16 犯罪被害者等支援に関するウェブサイトの充実 新規

犯罪被害者等支援に関するウェブサイトについて、関係法令、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供を行うなど、その充実を図る。

### 【具体的な取組】

#### ◇ ウェブサイト等の充実【相談広報課】

ウェブサイトに犯罪被害者等支援に関する情報を適宜掲載するとともに、必要な情報を更新するなど、その充実を図る。

また、外国語版ウェブサイトに必要な情報を掲載する。

## 施策17 犯罪被害者等支援の実態把握等 新規

犯罪被害者等支援の実態や犯罪被害者等が置かれている状況の適切な把握に努めるとともに、把握した実態等を踏まえ、必要な検討を行う。

### 【具体的な取組】

#### ◇ 犯罪被害者等支援に係る実態調査の実施【相談広報課】 新規

公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターと連携・協力した上で、犯罪被害者等を対象に「犯罪被害者等支援に係る実態調査」（仮称）を実施して、警察や自治体、関係機関・団体に求める具体的な支援要望、支援活動に対する意見等を把握し、これを今後の支援活動に反映させる。



## V 県民の理解の増進

### 施策1 犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施

新規

犯罪被害者等の参加・協力を得て、「犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）」の周知に努めるとともに、地方公共団体等と連携・協力し、当該週間に合わせて、犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報啓発活動を集中的に実施する。

#### 【具体的な取組】

##### ◇ 「犯罪被害者週間」の周知【相談広報課】

鹿児島県や各市町村と連携・協力した上で、ウェブサイトやSNS、県政広報テレビ番組、ラジオ、広報誌等を活用し、県民に「犯罪被害者週間」を周知するための効果的な広報啓発活動を実施する。

また、公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターや被害者支援に携わる関係機関、民間企業等との連携・協力による創意工夫を凝らした広報活動も推進する。

##### ◇ 「犯罪被害者週間」に合わせた広報啓発活動の集中実施【相談広報課】

鹿児島県や各市町村の被害者支援担当職員、警察署被害者支援ネットワーク会員や警察署協議会委員、公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター職員等との合同による「犯罪被害者週間」オープニングキャンペーンを実施するなど、当該週間に合わせて、広報啓発活動を集中的に実施する。

##### ◇ 「犯罪被害者支援フォーラム」の開催による県民の理解増進【相談広報課】

公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターと共催し、「犯罪被害者支援フォーラム」を開催する。同フォーラムでは、犯罪被害者等や犯罪被害者支援に精通した有識者等による講演会を実施するなどして、犯罪被害者等が置かれている状況やそれらを踏まえた支援の必要性について県民の理解を深める。

### 施策2 各種広報媒体を活用した犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動の実施

公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター等関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について周知するとともに、街頭キャンペーン、討論会等の広報啓発活動を推進する。

また、警察庁において作成している広報啓発用のパンフレット「警察による犯罪被害者支援」の配布、ウェブサイト上での犯罪被害者等施策の掲載等により、犯罪被害者等施策について周知するとともに、犯罪被害者等支援に関する県民の理解増進に努める。

これらの広報啓発活動の実施に当たっては、スマートフォン等からのアクセスが可能なSNS等の各種広報媒体の活用を図る。

さらに、シンボルマーク等を活用するなど、広報手法の多様化に努める。

#### 【具体的な取組】

##### ◇ 様々な媒体を活用した広報啓発活動の実施【相談広報課】

ウェブサイトやSNS、テレビ番組やラジオ、地域施設の広報誌等を活用した広報活動を継続して実施するとともに、移動交番車や運転免許センターの大型ビジョンを活用した広報活動、「ふれあい警察展」や「警察音楽隊ふれあいコンサート」等の各種イベントにおける広報活動等を推進する。

また、警察の被害者支援施策を紹介する広報動画を制作して広報活動に活用する。

◇ 犯罪被害者等支援シンボルマークを活用した広報啓発活動の実施【相談広報課】

新規

犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっちゃん」を掲載した広報チラシの作成・キャンペーン等での配布等、同シンボルマークの活用に努める。

施策3 犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施

新規

犯罪被害者等支援に関わりの深い医療、福祉、教育及び法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発活動を積極的に実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。

【具体的な取組】

◇ 犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する広報啓発活動の実施【相談広報課】

新規

鹿児島県臨床心理士会、鹿児島県弁護士会等の会員に対して、各種勉強会等の機会を活用し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発活動を積極的に実施する。

また、教育機関や福祉機関との連携・協力体制を構築して、当該機関の職員等に対する広報啓発活動を推進し、気運の醸成を図る。

施策4 調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれている状況についての県民の理解の増進

犯罪被害者等に関する調査研究を実施した場合には、当該調査研究の結果を公表するなどして、犯罪被害者等が置かれている状況について県民の理解を増進するための広報啓発活動に活用する。

【具体的な取組】

◇ 「命の大切さを学ぶ教室」の受講生徒に対するアンケート調査の実施・公表【相談広報課】

「命の大切さを学ぶ教室」の受講生徒を対象にしたアンケート調査を継続して実施し、その結果については、個人情報保護に配慮しつつ、教育機関に送付するとともに、ウェブサイトに掲載して公表する。

また、生徒だけでなく、教職員にも「命の大切さを学ぶ教室」の受講を依頼し、聴講職員に対するアンケート調査も依頼する。

◇ 犯罪被害者等支援に係る実態調査の実施【相談広報課】

〈再掲 重点Ⅳ－施策17〉

公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターと連携・協力した上で、犯罪被害者等を対象に「犯罪被害者等支援に係る実態調査」（仮称）を実施して、警察や自治体、関係機関・団体に求める具体的な支援要望、支援活動に対する意見等を把握し、これを今後の支援活動に反映させる。

## 施策5 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する県民の理解の増進

シンポジウムや講演会等の様々な機会を通じて、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童（その兄弟姉妹を含む。）及び障害者をはじめ被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、県民の理解の増進、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。

### 【具体的な取組】

#### ◇ 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等の周知【相談広報課】

公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターと連携・協力して、「犯罪被害者支援フォーラム」において被害が潜在化しやすい犯罪被害者等をテーマに取り上げるなど、様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を県民に周知するための活動を実施する。

## 施策6 「命の大切さを学ぶ教室」の開催等

教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、子供を亡くした親の思いや命の大切さ等を直接生徒に語りかける講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催や、命の大切さに関する自らの考えや意見等についての作文を募る「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールへの参加を呼び掛けることにより、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努める。

また、犯罪被害者等支援に係る社会参加活動に関する大学生の理解を増進するため、大学等との連携を強化し、大学生ボランティアの周知、活用及び活動への支援並びに大学生に対する犯罪被害者等支援に関する講義等を積極的に推進するとともに、広く県民の参加を募って犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。

### 【具体的な取組】

#### ◇ 「命の大切さを学ぶ教室」の開催等【相談広報課】

公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターや教育機関と連携・協力して、県内の高校・中学校において「命の大切さを学ぶ教室」を開催する。

また、各学校に対して、警察庁が主催する「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールへの積極的な作品募集を呼び掛ける。

#### ◇ 大学等との連携強化【相談広報課】

公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター理事長が委嘱する大学生被害者支援ボランティアの周知、活動への支援を行うとともに、大学等との連携を強化し、大学生に対する犯罪被害者等支援に関する講義等を積極的に推進する。

## 施策7 犯罪被害者等の個人情報保護に配慮した犯罪発生状況等の情報提供の実施

地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう、犯罪被害者等が特定されないよう工夫した上で、各種広報誌、インターネットや携帯電話のメール機能等を利用し、身近な場所で多発している性犯罪やつきまとい、子供への声掛け、ひったくり等の発生状況等を発信する。

### 【具体的な取組】

#### ◇ 「犯罪情報マップ」や「県警あんしんメール」による地域安全情報の提供等【生活安全企画課，地域課】

個人情報保護に配慮した上で，ウェブサイトへの「犯罪情報マップ」の掲載，「県警あんしんメール」やSNSを通じたタイムリーな情報発信，地域施設のミニ広報誌の配布等により，地域住民等に対して，犯罪の発生情報や防犯情報等を適時適切に提供し，自主防犯活動及び地域住民の個々の積極的な防犯行動の促進に努める。

### 施策 8 交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解の増進

交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子・パンフレット等を作成し交通安全講習会で配布するほか，交通安全の集い等で交通事故被害者等による講演を実施するとともに，運転者等に対する各種講習の中で交通事故被害者等の切実な声が反映されたビデオ，手記等の活用や事故類型，年齢層別等交通事故に関する様々なデータの公表等により，交通事故被害者等の現状，交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努める。

### 【具体的な取組】

#### ◇ 各種講習等の機会を通じた広報啓発活動の実施【交通企画課，免許管理課】

各種講習や交通安全教室等において，交通事故被害者等の手記を朗読するほか，交通事故被害者等の切実な声が反映されたビデオを視聴させ，交通事故被害者等の現状，交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努める。

#### ◇ 交通事故に関するデータの公表【交通企画課】

県民に対し，交通安全意識の高揚を図るため，ウェブサイトに交通事故発生状況を掲載するほか，交通事故分析により得られた情報を積極的に提供する。